

保証料補助率の変更について

令和8年4月1日より、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」、「協調支援型特別保証制度」および「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の保証料補助率が下記のとおり変更となります。

ご利用を検討される方は、お早めに取扱金融機関までご相談ください。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）

取扱期間	保証料補助率
令和8年3月31日までに保証申込受付をした場合	0.10%
令和8年4月1日～令和9年3月31日までに保証申込受付をした場合	0.05%

協調支援型特別保証制度（プロパー協調要件）

取扱期間	保証料補助率
令和8年3月31日までに保証申込受付をした場合	1/2 相当
令和8年4月1日～令和9年3月31日までに保証申込受付をした場合	1/3 相当
令和9年4月1日～令和10年3月31日までに保証申込受付をした場合	1/4 相当

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）

取扱期間	保証料補助率	事業者負担
令和8年3月31日までに保証申込受付をした場合	0.50～0.90%	一律 0.3%
令和8年4月1日～令和9年3月31日までに保証申込受付をした場合	0.40～0.80%	一律 0.4%